

議案第7号

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和5年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第43号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応
するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
附 則 <u>1</u> この条例は、平成17年3月28日から施行す る。 <u>2</u> <u>令和5年4月1日から令和5年4月30日ま での間における市長及び副市長の給料月額につ いては、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同 条に規定する額から当該額の100分の10に 相当する額を減じて得た額とする。</u>	附 則 <u>1</u> この条例は、平成17年3月28日から施行す る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

本市職員の不祥事に対して、理事者としての道義的責任を明確にし、給料を
一定期間減額にするため。

